令和7年2月1日改訂

門真市公共施設予約システム

利用案内

スポーツ施設

1. 門真市公共施設予約システムとは

　市民の皆さんが公共施設を利用しようとする場合に、それぞれの施設に行かなくても、インターネットに接続しているご家庭のパソコンやスマートフォンなどから施設の予約や空き状況の確認ができるシステムです。

2. インターネットを利用して申込ができる時間帯

　午前5時から翌日午前2時
　（午前2時～午前5時まではシステムの日時処理・バックアップ・ウイルス対策として休止）
　※毎月16日は午前5時から正午まで、17日は午前9時から翌日午前2時まで
　※毎月25日の午前0時から午前5時まで定期メンテナンスにより一時停止する場合あり
　※12月30日の午前0時から翌年1月4日の午前9時までは年末年始に伴い停止

3. 市民向けパソコン設置について

　パソコンやスマートフォンをお持ちでない方、操作方法が分からない方は、以下の窓口でも端末を設置していますので、ご利用ください。

- 門真市市民文化部生涯学習課（市役所別館3階）
- 門真市立門真市民プラザ体育館管理人室（体育館1階）
- 門真市立テニスコート管理棟
- 門真市立総合体育館

4. 利用できるサービス

　このシステムでは、次のサービスが利用できます。

- 施設の予約や抽選の申込み、利用内容や抽選結果の確認
- 施設の空き状況の確認
- 施設からのお知らせ

5. 利用できる施設

　このシステムを利用して予約できる施設は次のとおりです。

	施設名
①	門真市立門真市民プラザ体育館・グラウンド（☎072-887-6607）
②	門真市立青少年運動広場・門真市立テニスコート（☎072-881-4343）
③	門真市立中学校グラウンド（生涯学習課☎06-6902-7195）
④	門真市立旧第六中学校運動広場（☎06-6909-3011）

⑤	門真市立総合体育館（☎06-6115-5166）

※北打越公園及び四宮公園グラウンド使用については、道路公園課（☎06-6902-6242）にお問い合わせください。

6. 利用者登録

予約システムを使って抽選申込みや予約などを行うためには、あらかじめ、利用者登録（無料）を行う必要があります。

（1） 利用者登録とは

登録は、生涯学習課の窓口で受け付けます。ただし、市立門真市民プラザ体育館・グラウンドのみの利用者登録は、市立門真市民プラザ体育館1階管理人室の窓口で、市立総合体育館のみの利用者登録は、総合体育館の窓口で受け付けます。

更に、市立テニスコートの使用者登録は、テニスコート管理棟の窓口で、北打越公園グラウンド及び四宮公園グラウンドの使用者登録は、道路公園課窓口で受け付けます。

（2） 利用者登録の方法

① 登録申請は、各施設窓口または市ホームページでも入手できます。

- 市立テニスコートの登録申請書は、テニスコート管理棟にて、市立総合体育館は、総合体育館窓口にて入手できます。
- 北打越公園グラウンド及び四宮公園グラウンドの登録申請書は、道路公園課窓口にて入手できます。

＊閉館の60分前までにご提出くださいますようお願いします。

提出書類	
①	門真市社会体育施設使用団体・個人登録申請書（新規・更新）
②	予算・決算書
③	活動計画・報告書
④	会員名簿

※市立テニスコートの使用者登録は、会員名簿の提出は必要ありません。

※北打越公園及び四宮公園グラウンド使用者登録申請は、門真市立北打越公園及び四宮公園グラウンド使用団体・個人登録申請書（新規・更新）に、上記③・④を添付してください。②予算・決算書は必要ありません。

※各種減免（料金）の摘要を希望する場合は、施設管理者ごとの減免申請書を追加で提出してください。

② 利用者登録には暗証番号が必要ですので、あらかじめ、4～12桁の任意の数字をお決めください。

③ 利用者登録の際、メールアドレスを登録しておくと、抽選結果をメールで受け取

ることができます。ただし、ドメイン設定に注意してください。

④ 利用者登録申請書を提出された方には、登録番号（利用者番号）や申請者名などを記載した登録カードを交付します。希望される方には、登録カードを申請日に交付することができます。登録カードは利用許可申請時（入金時）や登録内容の変更、施設利用時にお持ちください。

⑤ 登録カードの交付は、生涯学習課の窓口にて交付します。ただし、市立門真市民プラザ体育館・グラウンドの利用については、市立門真市民プラザ体育館1階管理人室にて、市立テニスコートの利用については、テニスコート管理棟にて、市立総合体育館のみの利用については、総合体育館窓口にて、北打越公園及び四宮公園のグラウンドについては、道路公園課の窓口にて交付します。

【市立テニスコートの個人登録申請時】

- 3ヶ月以内に撮影した写真（縦3cm・横2cmの大きさのもので、肩から上が大きく写っているもの2枚）が必要です。
- 本人確認書類（運転免許証、パスポート、健康保険証など）が必要です。また、在勤・在学の方で登録される方は、在勤証明証、社員証・学生証などが必要です。

注意

1. 登録カードと暗証番号は、本人を確認し、システムの不正利用を防ぐためのものです。大切に管理してください。
2. 記入内容に偽りがあるなど不正な申請だと判断した場合は、利用者登録を行った後であっても、利用者登録を抹消します。
3. 登録する情報の字体が、システムで取り扱い困難な文字である場合、システムに登録、表示、印刷される字体は、システムの標準文字になります。
4. 利用者登録の有効期間は最長2年間とし、登録内容に変更がない場合でも再申請が必要です。各種減免団体は、最長1年間です。
   例：2025 年 11 月1日に登録した高齢者団体の有効期間は
   2026 年3月 31 日（各年度末）

（3） 登録の種別と要件

市内団体（個人）登録の要件は次のとおりです。

① 申請者が高校生以上であること

※中学生以下については、保護者同意のうえ、代表者の項目欄に保護者の名前をご記入ください。

② 構成員が5名以上であり、かつ競技種目必要人数以上であること

【競技種目必要人数（例）】

野球・・9人、サッカー・・11人、バレーボール・・6人など

※市立テニスコートは個人登録に限定

※北打越公園及び四宮公園のグラウンド使用については、学童（小学生）以下に限定

③ 構成員の過半数が門真市在住・在勤・在学

例）10人の構成であれば6人以上

④　営利・宗教などを目的とした活動でないこと
⑤　暴力団の利益になるような利用でないこと
※暴力団の排除を図るため、必要に応じて申請者等の個人情報を警察に照会することがあります。

市内団体登録の要件に外れる場合でも次のような登録ができます。

- **小団体登録（4名以下の登録）**：市内団体要件②の要件に外れる場合

※抽選には参加できません。

- **市外団体（個人）登録**：市内団体要件③の要件に外れる場合

※市民プラザ体育館、市立総合体育館及び市立テニスコートのみ使用可能
※抽選には参加できません。
※使用予定日の前月の17日からの申込みとなります。

（4）　利用者登録の内容変更など

①　登録内容（代表者、住所、電話番号、構成人数など）に変更が生じたときは速やかに登録した施設の窓口にて登録カード持参のうえ、手続きをしてください。

②　登録カードを破損・紛失したときは、登録カードを再交付することができますので、利用者登録をされた施設に申請してください。
※紛失等で不正使用される恐れのある時は、既存の登録を抹消し、新規登録の手続きになります。

7. 申込について

（1）　使用申込期間と申込回数

項目 / 施設名	抽選申込日	抽選日	当選確認期間	随時申込
市民プラザ体育館 市民プラザグラウンド 青少年運動広場 旧第六中学校運動広場 総合体育館	使用日の前々月の1日～7日	使用日の前々月の8、9日	使用日の前々月の10日～16日	使用日の前々月の17日～使用日の前日
中学校グラウンド 北打越公園グラウンド 四宮公園グラウンド	使用日の前月の1日～7日	使用日の前月の8、9日	使用日の前月の10日～16日	使用日の前月の17日～使用10日前

（2）使用キャンセル

使用取消期間	使用料金
使用日の10日前まで	徴収しません
使用日の9日前から	徴収します

※施設によりキャンセル徴収料金が異なりますので、詳しくは各施設にお問合せください。

（3）申込回数の制限

予約できる区分は、各時間帯をそれぞれ1区分とします。各施設における各区分の時間帯は次の表のとおりです。1日の間に区分を連続して2区分または3区分を申込みされると2件または3件と計算されます。

【1区分2時間の市民プラザグラウンド場合】

- 9時から11時の申込み→1件と計算されます。
- 9時から13時の申込み→2件と計算されます。

（4）抽選申込可能件数と予約可能件数

抽選申込を行うことのできる最大の件数や予約できる最大の件数は、次の表のとおりです。予約可能件数には、抽選に当選し、予約することができた件数を含みます。
例えば、市民プラザグラウンドで5件の抽選申込を行い、2件当選申請した場合、随時申込により8件の予約を行うことができます。

項目 施設名	抽選申込可能件数	予約可能件数	各区分の時間帯
市民プラザグラウンド 青少年運動広場 中学校グラウンド 旧第六中学校運動広場	5件	10件	原則2時間
市民プラザ体育室	10件	20件	9時00分～12時00分 12時00分～15時00分 15時00分～18時00分 18時00分～21時00分 ※全面・半面申込可能（全面又は半面で申込まれても各時間帯をそれぞれ1区分とします）

市民プラザ 剣道場・柔道場・相撲場	5件	10件	9時00分～12時00分 12時00分～15時00分 15時00分～18時00分 18時00分～21時00分
テニスコート	7件	14件	1コート2時間
総合体育館 メインアリーナ・サブアリーナ・多目的スタジオ	10件	20件	9時00分～12時00分 12時00分～15時00分 15時00分～18時00分 18時00分～21時00分 ※全面・半面・(メインアリーナは1/3面も)申込可能(全面又は半面もしくは1/3面で申込まれても各時間帯をそれぞれ1区分とします)ただし、2/3面については2区分となります。
総合体育館 会議室1・会議室2・クラブハウス・武道場(剣道場・柔道場)・研修室	5件	10件	9時00分～12時00分 12時00分～15時00分 15時00分～18時00分 18時00分～21時00分

北打越公園グラウンド 四宮公園グラウンド	5件	5件	【夏季(6月～9月)】 7時00分～10時00分 10時00分～12時00分 12時00分～14時00分 14時00分～16時00分 16時00分～18時00分 【冬季(10月～5月)】 8時00分～10時00分 10時00分～12時00分 12時00分～14時00分 ☆14時00分～17時00分 ※全面申込のみ ※☆はグラウンドの 後片付け含む。

(5) 留意事項

① 市民プラザグラウンドの3月、4月及び9月の平日は、午前9時から正午までの3時間を1区分とする。

② 市民プラザグラウンドの1月、2月及び10月から12月の土日祝は、午前8時から午前11時までの3時間を1区分とする。

③ 青少年運動広場の1月から4月まで及び9月から12月までの土日祝は、午前8時から午前11時までの3時間を1区分とする。

※小団体(4名以下の登録)及び市外団体(個人)は、抽選には参加できません。
※市外団体の随時申込は、使用日の前月の17日から。
※当選確認期間中に、必ずシステムにて抽選照会確定処理を行って下さい。
当選されても確定処理を行わない場合は、権利が自動的に消滅します。

8. 施設の使用について

予約システムを利用して申込み等の手続きを行うため、許可書等の交付は省略されますので、施設利用にあたっては登録カードを管理人に提示してください。ただし、中学校、北打越公園、四宮公園のグラウンドは許可書の交付をしますので、システムから予約して申請書を生涯学習課(中学校グラウンド)又は道路公園課(北打越・四宮グラウンド)へ提出してください。